

犯罪の起きにくい社会づくりに関す協定書

平成30年12月20日

公立大学法人名桜大学

沖縄県名護警察署

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日からとする。但し、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、翌年以降も延長とするものとし、以後もまた同様とする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の運用に際しては、それぞれ次の各号に掲げる者を連絡責任者とする。

- (1) 甲、公立大学法人名桜大学学生部学生課長
- (2) 乙、沖縄県名護警察署生活安全課長

この協定の成立を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成30年12月 日

公立大学法人名桜大学学長

山里勝己



沖縄県名護警察署署長

山田聡



犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）及び沖縄県名護警察署（以下「乙」という。）は、犯罪の起きにくい社会づくりを実現するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき犯罪の起きにくい社会づくりの実現を目指すことを目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲は、犯罪抑止に資するため、次ぎに掲げる活動に努めるものとする。

- (1) 犯罪被害防止に関する広報啓発活動
- (2) 不審者情報の通報などの活動
- (3) 防犯ボランティア活動に対する支援活動
- (4) その他犯罪の起きにくい社会づくりの実現に資すると乙が認める活動

2 甲は、職員及び学生に対し、前項の活動が効果的に行われるよう助言及び指導するものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報を適正に管理しプライバシーの保護に努めるものとする。

（支援等）

第4条 乙は、第2条の活動に資するため、甲に対して情報提供等の支援を行うものとする。

（相互の協力）

第5条 この協定は、相互の任意の協力の下に実施するものであり、相互に権利又は義務を生ずるものでないこととする。

（相互の協議）

第6条 この協定に定めがない事項又は本協定及び関連文書に疑義が生じた場合などには、その都度速やかに甲及び乙が協議して定めるものとする。